

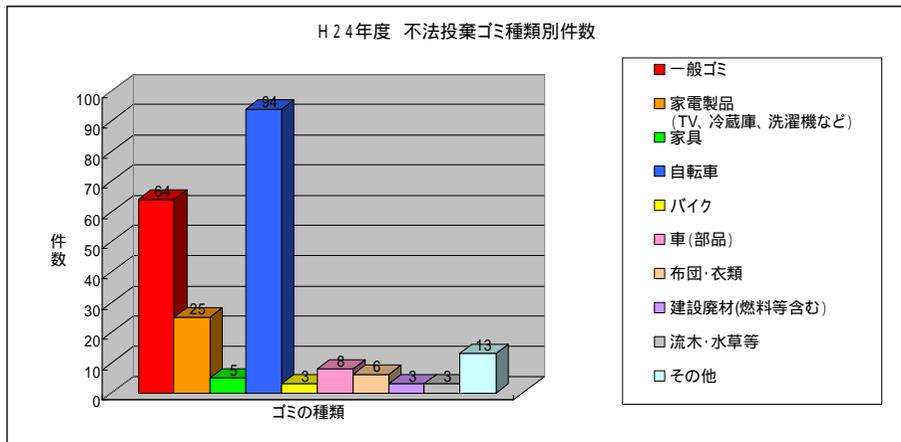
市内派川ゴミマップ (己斐出張所管内)

河川パトロールで発見した
ゴミ不法投棄件数

約220件

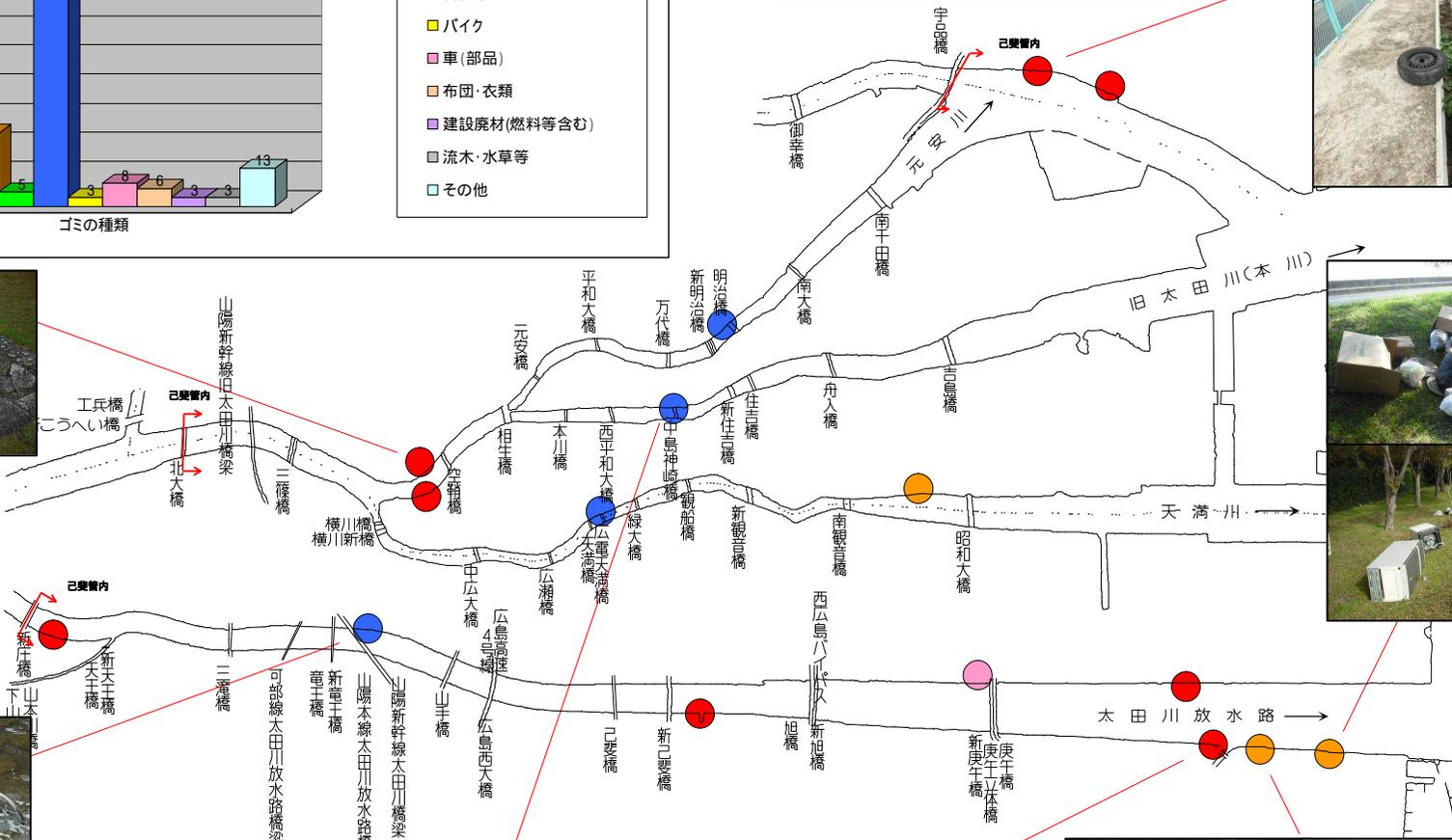
H24.4~H25.3

～太田川はゴミ捨て場ではありません～



不法投棄は「犯罪」です！

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、太田川河川事務所(221-2436)へ通報してください。

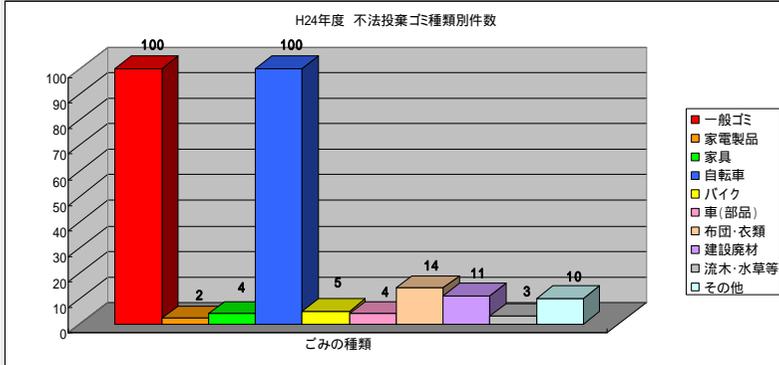


図面上の着色は、その箇所での代表的なゴミの種類を示しています。

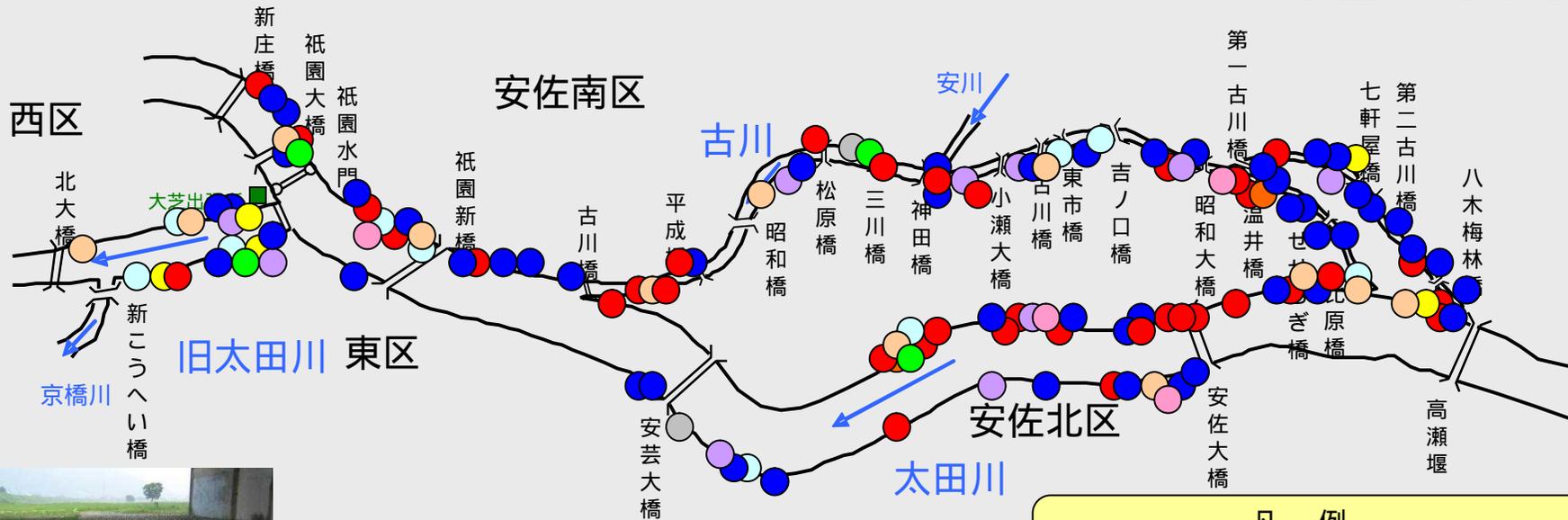
太田川河川事務所 己斐出張所 082-271-1418



大芝出張所管内 太田川・古川・旧太田川 ゴミマップ【平成24年度実績】



このゴミマップは、平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)に河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



凡例

- 一般ゴミ
- 家電製品
- 家具
- 自転車
- バイク
- 車(部品)
- 布団・衣類
- 建設廃材
- 流木・水草等
- その他

不法投棄を見つけたら
下記までご連絡下さい。

国土交通省 太田川河川事務所
大芝出張所 TEL 237-3404

注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、本図面で貼付している場所とは一致していません。また、写真はほんの一部です。

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ【平成24年度実績】

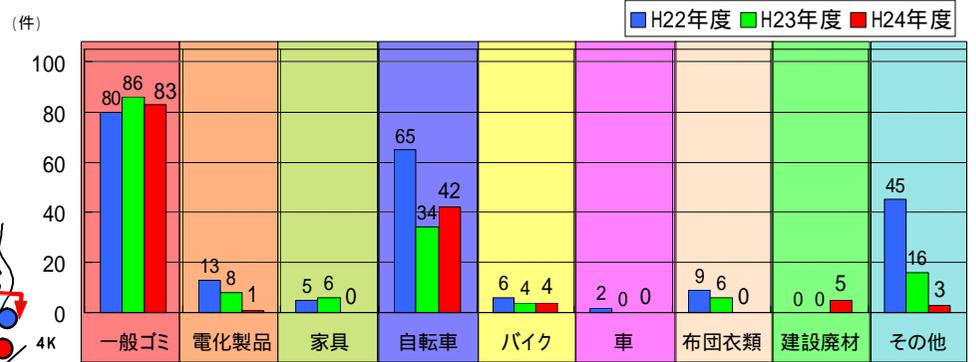
不法投棄は犯罪です！

可部出張所管内における不法投棄確認回数(右図)は、集計を開始した平成22年から項目別の微変動は見られますが、平成24年度においても減少していません。

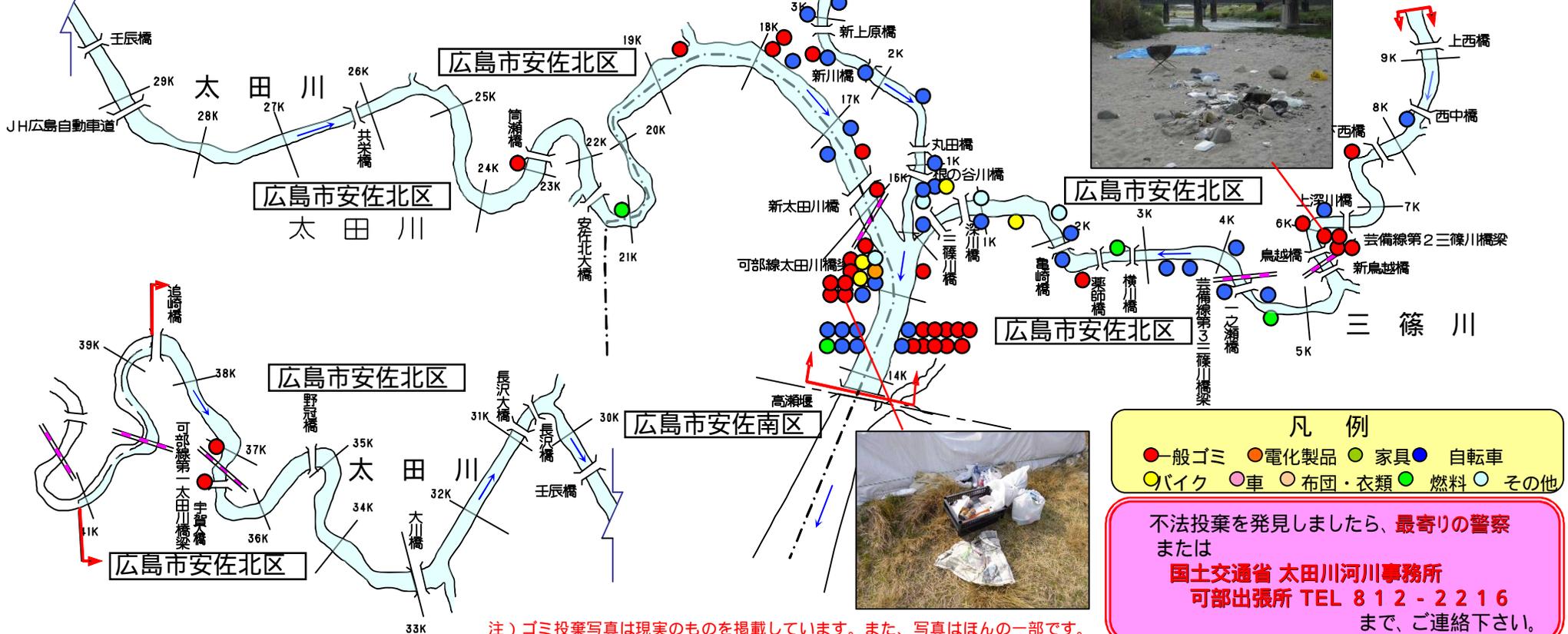
特に、バーベキュー等の河川敷きを利用した後及び一般家庭から発生したと思われる一般ゴミの投棄が後を立ちません。ごみの不法投棄は、街の美観を損ねるだけでなく、わたしたちの生活の源である河川水を汚染するおそれもあります。引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】

平成24年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表



このゴミマップは、平成24年度(平成24年4月~平成25年3月)に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。

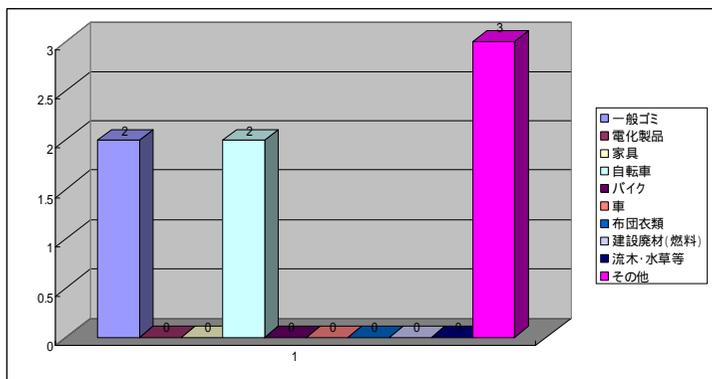


- 凡例
- 一般ゴミ
 - 電化製品
 - 家具
 - 自転車
 - バイク
 - 車
 - 布団・衣類
 - 燃料
 - その他

不法投棄を発見しましたら、**最寄りの警察**または
国土交通省 太田川河川事務所
可部出張所 TEL 812-2216
 まで、ご連絡下さい。

注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載しています。また、写真はほんの一部です。

加計出張所 太田川・滝山川ゴミマップ【平成24年度】 H24.4 ~ H25.3



～太田川はゴミ捨て場ではありません～

- 凡例
- 一般ゴミ ● 電化製品 ○ 家具 ● 自転車
 - バイク ● 車 ● 布団・衣類 ● 建設廃材(燃料)
 - 流木・水草等 ● その他

不法投棄は**犯罪**です!!

河川を利用する一人ひとりがモラルを持ち
美しい自然環境を守りましょう。



このゴミマップは、平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)に
河川パトロールが、ゴミ不法投棄を発見した
場所を表しています。



注) ゴミ投棄写真は現実のものを掲載していますが、
本図面で貼付している場所とは一致していません。
また、写真はほんの一部です。

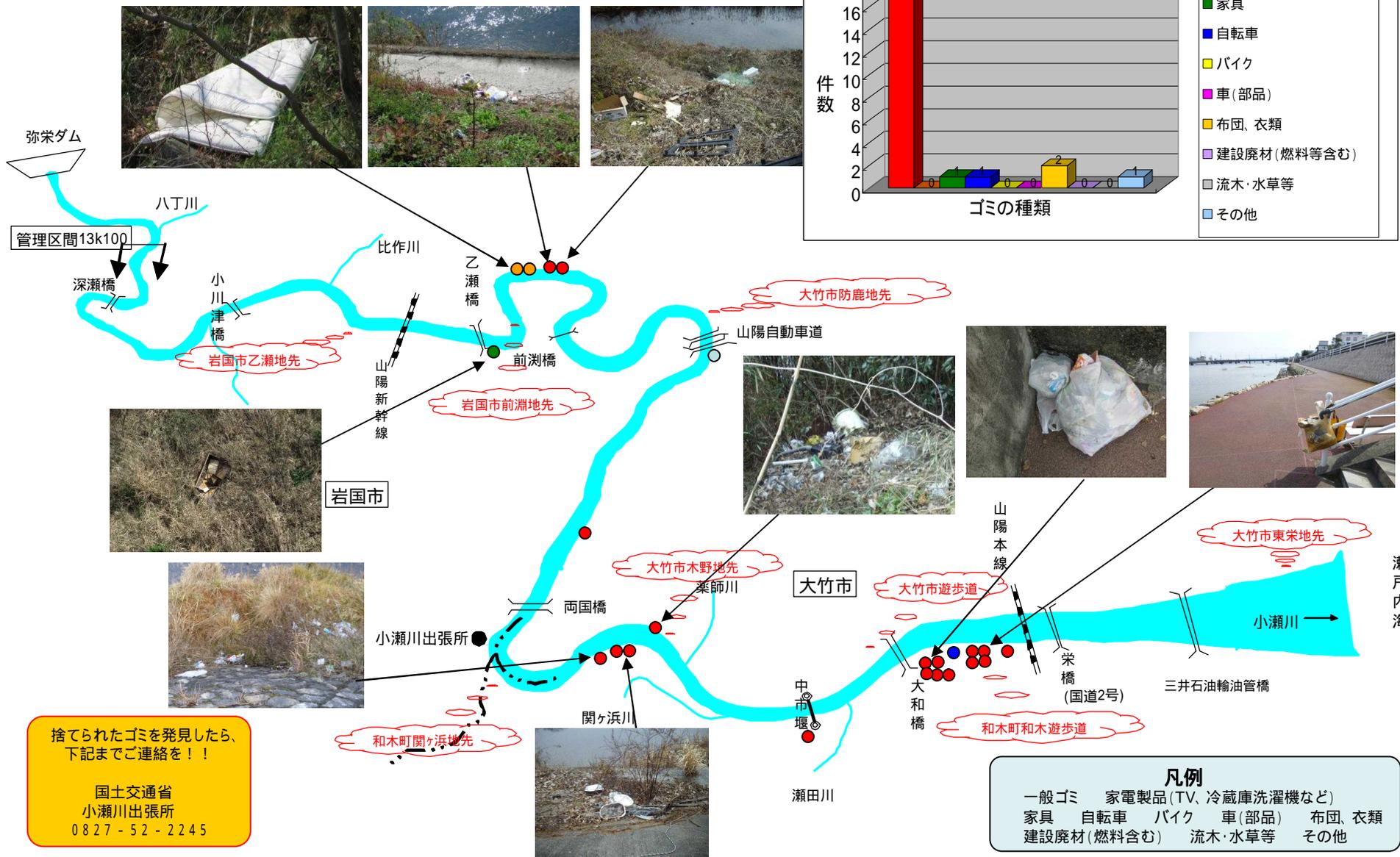
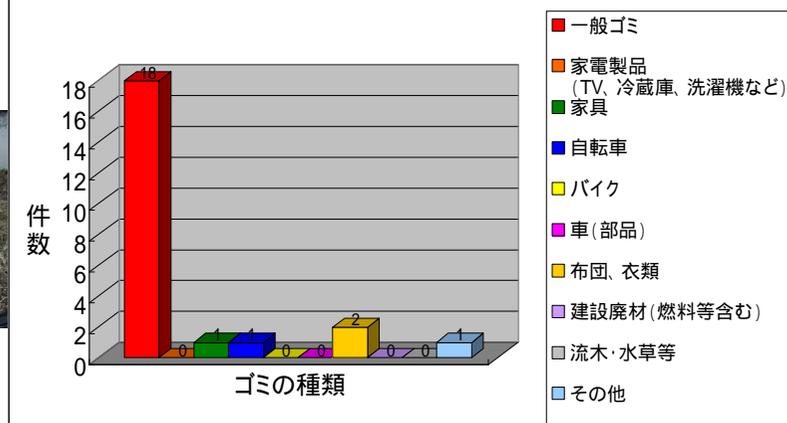
不法投棄を発見しましたら、下記まで連絡をお願いします。

国土交通省 太田川河川事務所 加計出張所
TEL (0826)22-1521

小瀬川出張所管内 ゴミマップ

ゴミは立派な資源です。捨てれば沢山の人々の手がかかり、お金が掛かります。
ゴミは、分別し決められた収集日に資源として出しましょう。

H24年度 不法投棄ゴミ種類別件数



捨てられたゴミを発見したら、
下記までご連絡を！！

国土交通省
小瀬川出張所
0827-52-2245

凡例
 一般ゴミ 家電製品 (TV、冷蔵庫洗濯機など)
 家具 自転車 バイク 車(部品) 布団、衣類
 建設廃材(燃料含む) 流木・水草等 その他